

橋本市告示第111号

建築基準法第72条第1項の規定に基づき公聴会を開催するので、橋本市建築協定条例施行規則第4条の規定により公告する。

令和8年4月2日

橋本市長 平木 哲朗

1. 公聴会開催日時

令和8年5月22日（金） 午後1時30分より開催

2. 公聴会開催場所

橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所1階 会議室B

3. 意見聴取の理由

建築基準法第76条の3第2項の規定に基づき建築協定認可申請書が提出されたさつき台
(E)建築協定について、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならないと同法第72条第1項に規定されているため